

会員の皆さまへ

# 青色P L 保険のご案内



生産物賠償責任保険

団体割引  
10%適用

## 青色P L 保険では

貴社が製造・販売または輸入した製品が原因で、「①消費者等の第三者がケガをしたり、死亡した場合」、「②建物の焼失等第三者の財物に損害を与えた場合」に法律上の賠償責任を負担することによって被害者に対して支払わなければならない損害賠償金をお支払いします。

本保険は、P L 法（製造物責任法）に基づく責任のみならず、従来からある民法に基づく不法行為責任、債務不履行責任等も対象となるため、P L 法で問われる法律上の賠償責任よりも広い範囲をカバーします。

例えば！

### 事例①

【飲食業】  
製造したお弁当で  
食中毒が発生し  
てしまった！

### 事例②

【配電工事業】  
工事の欠陥により、漏  
電が発生し機械を損壊  
させてしまった！

### 事例③

【内装業】  
施行ミスにより取り  
付けた棚が落下し、  
下の家具を損壊させ  
てしまった！

安心して事業を行うためにも、賠償リスクに対する備えが必要です！